

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。川場村の平成29年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 65,322 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 517,839 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	107,743	67,731		475	8,561	30,976
	老人福祉事業	36,225	488			7,738	27,999
	児童福祉事業	203,424	119,568		5,151	17,041	61,664
社会保険	国民健康保険事業	25,920	14,520			2,468	8,932
	介護保険事業	59,194	204			12,772	46,218
	後期高齢者医療保険事業	55,094	7,329			10,342	37,423
保健衛生	保健衛生事業	30,239	682			6,400	23,157
合 計		517,839	210,522		5,626	65,322	236,369

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。